

## 滋賀県野球連絡協議会 旅費交通費規程

### (目的)

第1条 この規程は、滋賀県野球連絡協議会（以下、「協議会」という。）の業務のために旅行する協議会の役員および事務局員ならびに顧問ドクター・栄養士・理学療法士（以下、「顧問ドクター等」という。）、その他協議会が定める者に対し支給する旅費交通費に関し必要な事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、「旅行」とは協議会の業務のため国内出張することをいい、旅行者の現住所を旅行起点とする。

### (旅費交通費の支給)

第3条 会長、役員および事務局員ならびに顧問ドクター等が旅行した際には、会長が認めた場合に限り、当該者に旅費交通費を支給することができる。

2 会長、役員および事務局員ならびに顧問ドクター等以外のものが、協議会の依頼に応じ、協議会の業務の遂行を補助するため旅行した際には、会長が認めた場合に限り、「協議会が定める者」として、当該者に旅費交通費を支給することができる。

### (旅費交通費の種類)

第4条 旅費交通費は、鉄道賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料とする。

2 鉄道賃の額は、別表に定める料金による。

3 航空賃の額は、現に要した額による。ただし、航空機による旅行の往路及び復路の路程が同じである場合は、往復割引運賃に相当する額を限度とする。

4 車賃の額は、路線バス等の実費額による。

5 宿泊料の額は、別表の定額による。

6 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。ただし、航空賃のほかに別に食費を要する場合または航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

### (旅費交通費の計算)

第5条 旅費交通費は通常の経路及び方法で、かつ経済的な旅行をした場合の旅費交通費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により通常の経路又は方法により経済的な旅行をし難い場合は、現に旅行した経路及び方法によって計算する。

2 旅費交通費の計算過程において、額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (旅費交通費の請求手続)

第6条 旅費交通費の支給を受けようとする旅行者及び仮払の精算をしようとする旅行者は、別に定める旅費交通費を支給するために必要な書類を旅費交通費の支払者に提出しなければならない。

### (旅費交通費の調整)

第7条 旅行者にこの規程による旅費交通費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費交通費又は通常必要としない旅費交通費を支給することになるときは、別に定めるところにより、旅費交通費の調整を行う。

2 旅行者がこの規程による旅費交通費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長がその都度定める旅費交通費を支給することができる。

### (その他)

第8条 本規程により難い事項については、別途協議により定める。

### 付則

この規程は、令和3年5月8日から施行する。

別表

1 鉄道賃

区分	運賃	特別急行料金	座席指定料金
支給要件	乗車に要する運賃	片道 100 km以上	片道 100 km以上

備考

片道 100 km未満の旅行における特別急行料金および座席指定料金は、職務上の必要その他やむを得ない事情により、会長が必要と認めるときに限り支給することができる。

2 宿泊料

区分	金額
甲地	1 夜につき 10,900 円
乙地	同 9,800 円

備考

- 1) 甲地：東京都（特別区）・神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市）・埼玉県さいたま市・千葉県千葉市・愛知県名古屋市・京都府京都市・大阪府（大阪市・堺市）・兵庫県神戸市・広島県広島市・福岡県福岡市
- 2) 乙地：甲地以外の地域
- 3) 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地に宿泊したものとみなす。